

金沢市地域商店街出店促進事業について（出店者向け）

この制度は、商店街の活性化のために市が商店街に対し支援する制度です。

補助申請者は「商店街」であり、出店者の方が要件を満たすだけでは、必ずしも補助対象になるわけではありません。

よって、対象となる出店者の方は、できる限り長い間、対象店舗で事業活動を継続するだけでなく、商店街のルールを遵守するとともに、商店街に加入し、商店街活動に積極的に参加していただく必要があります。

○補助要件

- ① 地域商店街（金沢市中心市街地出店促進フォローアップ事業の対象商店街を除く商店街）
- ② 商店街の推薦
- ③ 出店者が出店要件を全て満たしていること

○出店者の出店要件

- ① 商店街構成員の店舗が退店後、2年以内に当該店舗に新規出店する店舗であること
- ② 小売業、一般飲食店、生活関連サービス業（商店街が出店を希望する業種であること）
- ③ 週5日以上、1日6時間以上営業すること（ただし20：00～翌10：00のみの営業を除く）
- ④ 借上げに係る契約期間が2年以上であること
- ⑤ 補助対象商店街内又は対象商店街間の移転でないこと

○補助内容

- ① 出店奨励金（開業後に支給）

限度額：50万円（万円未満切捨）

対象経費：広告宣伝費、イベント費、店舗装飾費、消耗品費、店舗借上料

対象期間：賃貸借契約締結日から開業日の翌月末までに支出した上記の経費

- ② 1年目継続奨励金（開業日から1年経過後に支給）

限度額：30万円（万円未満切捨）

対象経費：広告宣伝費、イベント費、店舗装飾費、消耗品費、店舗借上料

対象期間：開業日から開業後1年を経過した日までに支出した上記の経費

（ただし、出店奨励金の対象経費とした経費を除く）

- ③ 2年目継続奨励金（開業日から2年経過後に支給）

限度額：30万円（万円未満切捨）

対象経費：広告宣伝費、イベント費、店舗装飾費、消耗品費、店舗借上料

対象期間：開業後1年を経過した日の翌日から開業後2年を経過した日までに支出した上記の経費

○申請時に必要な書類（出店者→商店街）

（1）出店奨励金申請時（出店の1カ月以上前に商店街及び市に要相談）

- ① 出店計画書
- ② 出店奨励金経費明細内訳
- ③ 調査承諾書
- ④ 賃貸借契約書（写）
- ⑤ 出店前及び出店後の写真（外観、内装それぞれ）
- ⑥ 出店奨励金の対象経費を支払ったことを証する領収書等（写）
- ⑦ 地域商店街出店促進事業対象者推薦書
- ⑧ その他（各商店街組合への加盟に必要な書類等）

※対象期間経過後に、出店奨励金の対象経費を支払ったことを証する領収書等(写)のうち、出店奨励金申請時に提出されていないものを提出すること

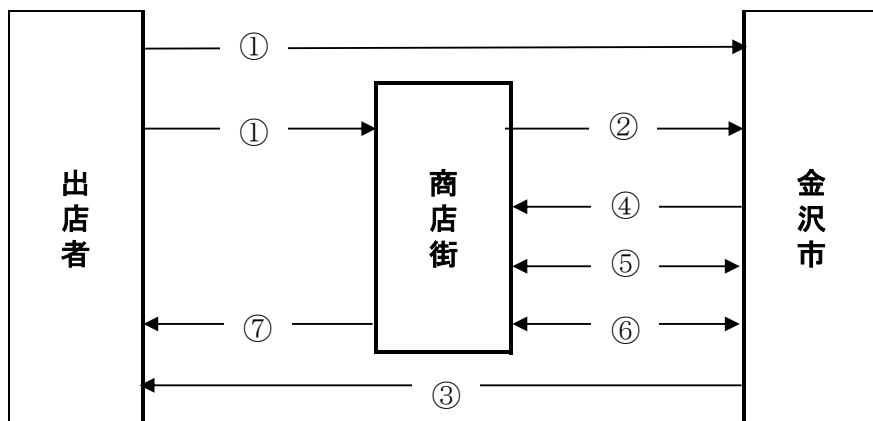
(2) 1年目継続奨励金・2年目継続奨励金申請時

①継続奨励金経費明細内訳

②継続奨励金の対象経費を支払ったことを証する領収書等(写)

※対象期間経過後に、継続奨励金の対象経費を支払ったことを証する領収書等(写)のうち、1年目継続奨励金又は2年目継続奨励金申請時に提出されていないものを提出すること

○フロー ※申請・報告・支払いにかかる手続きについては、出店奨励金・1年目継続奨励金・2年目継続奨励金別々に行います。

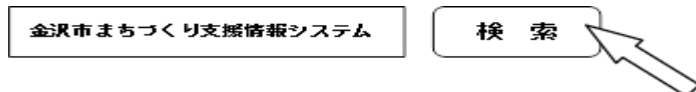


【出店前】

①出店相談(併せて市とも事前打ち合わせ)

※出店される地域に応じた『まちづくりのルール』がありますので、別途、関係部局と事前協議をお願いします。

◎金沢市公式HPからもルール概要の一部を確認することができます。



【出店時】

② 商店街出店者を認定の上、市に補助金交付申請

③ 出店者の確認及び現地確認等審査

④ 書類等審査の上、交付決定通知

【出店後・開業日から1年経過後・開業日から2年経過後】

⑤ 実績報告、確定通知

⑥ 奨励金請求、商店街に奨励金支払い

⑦ 出店者に奨励金支払い

○その他

- ・住宅や事務所などと併用する店舗の場合は、店舗部分のみ対象となります。
- ・補助期間途中で閉店等により廃業等事業が中止した場合は、補助金の交付はされません。
- ・補助金の支払いは、請求書の提出後、概ね1ヶ月後となります。

※商店街の位置関係については、下記の金沢市公式HPから確認することができます。

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/shokogyoshinkoka/gyomuannai/3/6599.html>